

## 「食料・農業・農村基本計画」の今後の周知について

3月31日に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画で示した施策等を着実に進めていくためには、現場とキャッチボールをしながら、その内容を現場の関係者や一般消費者に理解して頂くことが重要である。

このため、今後、下記の取組により、基本計画の広報活動を展開し、基本計画の中で示された新たな農政の方向の速やかな浸透に努める。

### 記

#### 1 全国説明会、地方ブロック説明会、都道府県説明会等の実施

- ・ 全国説明会(全国農林水産業・地域の活力創造協議会との合同開催)の実施
  - ・ 地方ブロック説明会(10会場)の実施 4月中旬～5月中旬
  - ・ 都道府県説明会等の実施 4月中旬～6月中
  - ・ 業界団体等における説明会への参加 要請に応じて実施
  - ・ 都道府県農政企画担当者研修における説明 7/27～31
- ※ 開催告知は、本省HP、農政局HP、公式SNS(フェイスブック、ツイッター)等を組み合わせて実施
- ※ 説明資料は基本計画本体、目標・展望関係資料を製本したもの、パンフレット・リーフレット(後述)を使用予定
- ※ 市町村段階の説明会には、パンフレット・リーフレットを送付することで対応(説明者の派遣要請があった場合には個別に検討)

#### 2 省広報、HP等の活用

- ・ 農業白書で基本計画の特集記事を掲載 5月下旬に閣議決定予定
- ・ 省広報誌AFFで基本計画の特集記事を掲載 5月号
- ・ 農林水産省ホームページによる情報提供

#### 3 各団体等が発行する広報誌等への寄稿

- ・ 各局庁、地方農政局等を通じて、各地の団体等が発行する広報誌等へ、基本計画の概要を寄稿

#### 4 パンフレット、リーフレットの作成

- ・ 基本計画の内容に関して、一般向けの分かりやすい資料としてパンフレット・リーフレットを作成の上、各種説明会等で配布予定